

第五号様式 (第一一条)

記番号 (資金交付申請書ノ引換提供スベキ借用証書又ハ証券ノ記番)ト符合セシムルコト)

印紙 借用証書  
消印

一、金 何 円也 何年度厚生年金保険福祉施設資金  
右金額ヲ本日大蔵省預金部ヨリ左記条件ヲ以テ借用仕候就而借  
入条件ヲ堅ク遵守ノ上元利金ハ期日ニ相違無支払可致候也  
追而本資金ニ関シ大蔵省銀行局、厚生省保険局又ハ財務局ヨ  
リ隨時調査ヲ受ケ又ハ報告ヲ徴セラルルモ差支無之ハ勿論本  
資金ハ速ニ資金供給ノ目的ノ為ニ使用致スベク万一右目的以  
外ニ之ヲ使用シ又ハ借入後長期ニ亘リ使用セザルガ如キコト  
アル場合ハ繰上償還ヲ求メラルルモ異存無之候

記

一、資 金 ノ 用 途 何施設 (何々へ転貸)

一、利 率 年何分何厘

一、元利金支払方法及時期 (註参照)

一、元利金支払ノ場所 日本銀行何店

年 月 日

借受者 氏 名 印

大蔵大臣 氏 名宛

註

一、都、道、府県、五大市、健康保険組合等及經由機關ニ在リ  
テハ追書中ノ「又ハ財務局」ノ記載ヲ要セザルコト、但シ健  
康保険組合及五大市以外ノ市町村ニ在リテハ「又ハ財務局」  
ヲ「又ハ都道府県知事 (借受者ノ事務所ノ所在地ヲ管轄スル  
都道府県知事)」トスルコト

二、元利金支払方法及時期ノ項ニハ左ノ通記載スルコト但シ括  
弧内但書ハ転貸スベキ資金ヲ借入レタル者ニ限り記載スルコ  
ト

(イ) 年賦償還ノ方法ニ依ル場合

「別紙償還年次表」通償還スルモノトス (但シ本資金ニ依ル  
貸付金ノ返済高ガ前記償還高ヲ超過シタルトキハ其ノ超過  
額モ同時ニ償還シ又本資金ノ据置期間中ニ於テ本資金ニ依  
ル貸付金ノ一部又ハ全部ノ返済アリタルトキハ最近ノ元利  
金支払期ニ於テ之ガ相当額ヲ償還スルモノトス) 借入又ハ  
償還ノ際ニ於ケル一期ニ滿タザル端数利子ハ借入ノ際ニハ  
其ノ翌日ヨリ償還ノ際ニハ支払当日迄日割計算ニ依リ支払  
フモノトス」

(ロ) 定期償還ノ方法ニ依ル場合

「何年何月何日元金全額ヲ償還ス (但シ本資金ニ依ル貸付金  
ガ期限前ニ一部又ハ全部ノ返済アリタルトキハ最近ノ利子  
支払期ニ於テ之ガ相当額ヲ償還スルモノトス) 利子ハ毎年  
何月何日及何月何日ニ於テ各其ノ日迄六月間ニ属スルモノ  
ヲ支払フ但シ借入又ハ償還ノ際ニ於ケル一期ニ滿タザル端  
数利子ハ借入ノ際ニハ其ノ翌日ヨリ償還ノ際ニハ支払当日  
迄日割計算ニ依リ支払フモノトス」

三、元利金支払ノ場所ノ項ニハ本資金ノ貸付ヲ取扱ヒタル日本  
銀行ノ店名ヲ記載スルコト

四、収入印紙ノ貼付ハ法令上免除セラレタルモノニ付テハ之ヲ  
要セザルコト